

令和8年度(令和7年分) 「村・県民税(住民税)申告」「所得税確定申告」を受け付けます

令和8年1月1日現在、村内に住んでいた方は「村・県民税(住民税)の申告」が必要な場合があります。村・県民税等の申告は、令和8年度の国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料等の算定の基礎となります。令和7年中に無職・無収入の方も期間内に必ず申告してください。ご自身で確定申告書を作成する方は、村公式ホームページに掲載している書き方をご覧ください。



▲村公式HP

【問い合わせ】税務課住民税担当(☎282-1711 内線1117・1118・1119)

申告期間▼ **2月12日(木)から3月16日(月)まで**
受付時間▼ **午前8時～午後3時**
(相談開始は午前9時から)

場所▼原子力視察研修室

その他▼申告相談は、お住まいの地区により期日が指定されています。本紙に併せて配布したチラシをご確認の上、指定の期日での来場にご協力ください。

「私って申告が必要なの?」という方は、「申告フローチャート」でチェックしてみましょう。

【令和8年度(令和7年分)申告フローチャート】

